

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日は座席数を例年より大幅に削減するなどの対策を講じます。同封の議決権行使書等により事前に議決権をご行使いただき、ご来場は極力お控えいただきますよう、感染予防の観点からご協力をお願いいたします。なお、本年は、お土産の配布を取り止めさせていただきます。



第180期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

場 所

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡
8階 彩雲の間

西日本鉄道株式会社

証券コード：9031

目 次

第180期定時株主総会招集ご通知 …… 1

[株主総会参考書類]

第1号議案 剰余金の処分の件 …… 5

第2号議案 監査等委員でない取締役
11名選任の件 …… 6

第3号議案 監査等委員である取締役
5名選任の件 …… 20

第4号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役
を除く。）および役付執行役員に対
する株式報酬に係る報酬額および株
式数の上限改定の件 …… 26

[添付書類]

事業報告 …… 29

連結計算書類 …… 55

計算書類 …… 57

監査報告書 …… 59

(証券コード 9031)

2020年6月5日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

西日本鉄道株式会社

代 表 取 締 役 倉 富 純 男
社 長 執 行 役 員

第180期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第180期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による経済や社会生活への影響が継続する中、可能な限りの感染防止策を講じ、大幅に規模を縮小したうえで開催することといたしました。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法によって、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使いただくことにより、健康状態にかかわらず、ご来場を極力お控えいただきますよう、お願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

4頁に記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間
(当日は、感染拡大防止の観点から座席間隔を広く確保するため、座席を例年の1～2割程度の数しかご用意することが出来ません。このため、満席となった場合、入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 第180期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および役付執行役員に対する株式報酬に係る報酬額および株式数の上限改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

ご案内

- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人による議決権の行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合に限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎ 事業報告のうち「会社の新株予約権等に関する事項」および「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。
- ◎ 体調不良と思われる株主さまには、ご入場をお断りさせていただき、または会場からご退場いただく場合がございます。また、受付等において、運営スタッフより体調のご確認をさせていただき場合がございます。
- ◎ 感染リスク低減のため、マスクの着用や、会場設置のアルコール消毒液のご使用にご協力をお願い申し上げます。なお、役員・運営スタッフは、マスク着用のうえ、対応させていただきます。
- ◎ 当日の議事につきましては、例年より時間短縮することを予定しております。このため、株主さまからのご質問数等を制限させていただき場合がございます。
- ◎ 上記のほか、当日の感染拡大状況等を踏まえた対策を講じる場合がございます。感染拡大防止の取り組みにつきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。

（※）当社ウェブサイト <http://www.nishitetsu.co.jp/ir/generalmeeting.html>

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、ご注意事項をご了承のうえ、行使してくださいようお願い申し上げます。

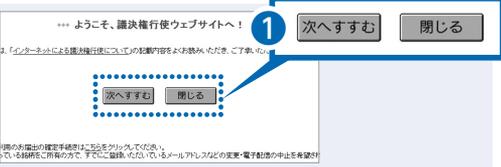
インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

STEP 1 ウェブサイトへアクセス

議決権行使
ウェブサイト

https://www.e-sokai.jp

①「次へすすむ」をクリック

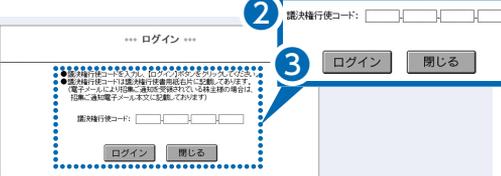


STEP 2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された

②「議決権行使コード」を入力し

③「ログイン」をクリック

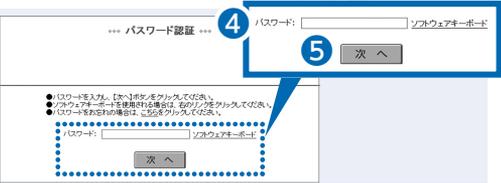


STEP 3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された

④「パスワード」を入力し

⑤「次へ」をクリック



以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください

ご注意事項

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。

また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人 **日本証券代行株式会社代理人部** ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-707-743**

午前9時～午後9時受付（土曜・日曜・祝日も含む）

■「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆さまは、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、安定配当を維持することを基本とし、今後の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保の充実等を勘案して行ってまいりたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、このような考え方のもと、業績等に鑑み、1株につき17円50銭といたしたいと存じます。これにより、中間配当17円50銭とあわせた年間配当は1株につき35円となります。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金17円50銭 総額 1,382,367,140円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 監査等委員でない取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員でない取締役全員（11名）が任期満了となりますので、監査等委員でない取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じま

す。
なお、本議案に関しては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決定しております。

また、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位 ならびに担当および職務	取締役会 出席率
1	たけしま かず ゆき 竹島 和 幸 再任	取締役会長 取締役会議長	93.3%
2	くらとみ すみ お 倉 富 純 男 再任	代表取締役 社長執行役員 業務全般 監査部担当	100%
3	ひ や ゆう じ 部 谷 由 二 再任	代表取締役 副社長執行役員 業務全般 安全推進部、秘書室、東京 事務所、経理部担当	100%
4	きたむら しん じ 北 村 慎 司 再任	取締役 専務執行役員 国際物流事業本部担当 国際物流事業 本部長	100%
5	しみず のぶ ひこ 清 水 信 彦 再任	取締役 専務執行役員 自動車事業本部担当 自動車事業本部 長	100%
6	おおかく すなお 大 格 淳 新任	取締役常任監査等委員 監査等委員会委員長	100%
7	はやしだ こう いち 林 田 浩 一 再任	取締役 専務執行役員 経営企画部、ICT戦略部、新規事業 推進部、デジタル戦略推進委員会担当	100%
8	よしむら たつ や 吉 村 達 也 新任	常務執行役員 総務部、広報部、人事部担当	—
9	まつふじ さとる 松 藤 悟 新任	執行役員 鉄道事業本部副本部長兼営業企画部長	—
10	よしまつ たみ お 吉 松 民 雄 再任 社外 独立	取締役	86.7%
11	まつおか きょうこ 松 岡 恭 子 新任 社外 独立	—	—

候補者番号 たけ しま かず ゆき
 1 竹 島 和 幸
 (1948年11月23日生)

再任

所有する当社株式の数

14,000株



略歴および地位

1971年 4月 当社入社
 2003年 6月 当社取締役
 2005年 6月 当社常務取締役
 2006年 6月 当社取締役常務執行役員
 2007年 6月 当社取締役専務執行役員
 2008年 6月 当社代表取締役社長
 2013年 6月 当社代表取締役会長
 2017年 6月 当社取締役会長 現在に至る

担当および職務

取締役会議長

重要な兼職の状況

(株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役
 (株)正興電機製作所 社外取締役

候補者とした理由

2003年6月に取締役に就任して以来17年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、2008年6月に代表取締役社長、2013年6月に代表取締役会長、2017年6月に取締役会長に就任し、当社の経営を担うとともに、2013年6月からは取締役会議長として当社の経営全般を統括しております。

これらの豊富な経験と知見に基づき、取締役会議長として、取締役会の適切な議事運営にあたることにより、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、引き続き、候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 くら とみ すみ お 倉 富 純 男 再任 所有する当社株式の数
2 (1953年8月13日生) 12,000株



略歴および地位

1978年 4月 当社入社
2008年 6月 当社取締役執行役員
2011年 6月 当社取締役常務執行役員
2013年 6月 当社代表取締役社長
2016年 6月 当社代表取締役 社長執行役員 現在に至る

担当および職務

業務全般 監査部担当

重要な兼職の状況

(株)福岡中央銀行 社外取締役
(株)九電工 社外取締役
鳥越製粉(株) 社外取締役

候補者とした理由

2008年6月に取締役に就任して以来12年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、2013年6月に代表取締役社長に就任し、当社の業務全般を統括しております。

これらの豊富な経験と知見により、進行中である福ビル街区開発等の複数の大型プロジェクトを抱える当社において、業務執行の最高責任者である社長執行役員として当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上を実現することができるものと判断し、引き続き、候補者といたしました。

候補者番号

3

ひ や ゆ じ
部 谷 由 二

(1957年1月10日生)

再任

所有する当社株式の数

8,900株

**略歴および地位**

1979年4月 当社入社
 2008年6月 当社取締役執行役員
 2012年6月 当社取締役常務執行役員
 2014年6月 当社取締役専務執行役員
 2016年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 現在に至る

担当および職務

業務全般 安全推進部、秘書室、東京事務所、経理部担当

重要な兼職の状況

黒崎播磨(株) 社外監査役

候補者とした理由

2008年6月に取締役に就任、2016年6月からは代表取締役として当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、2016年6月に副社長執行役員に就任し、当社の業務全般について社長執行役員を補佐しております。

これらの豊富な経験と知見により、福ビル街区開発等の複数の大型プロジェクトを率いる社長執行役員を副社長執行役員として補佐し、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資することができるものと判断し、引き続き、候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 きた むら しん じ 所有する当社株式の数
4 北 村 慎 司 再任 5,300株
(1959年3月8日生)



略歴および地位

1981年4月 当社入社
1997年7月 NNR AIRCARGO SERVICE(U.K.)LTD. (現NNR GLOBAL LOGISTICS UK LIMITED)取締役社長
2002年7月 NNR AIRCARGO SERVICE(U.S.A.)INC. (現NNR Global Logistics USA Inc.)取締役社長
2006年4月 当社航空貨物事業本部西日本営業部長
2010年4月 当社国際物流事業本部東日本輸出営業部長
2012年6月 当社執行役員国際物流事業本部副本部長兼東日本輸出営業部長
2013年4月 当社執行役員国際物流事業本部副本部長兼総合営業部長
2014年6月 当社取締役執行役員
2016年6月 当社上席執行役員
2017年6月 当社常務執行役員
2019年4月 当社専務執行役員
2019年6月 当社取締役 専務執行役員 現在に至る

担当および職務

国際物流事業本部担当 国際物流事業本部長

候補者とした理由

1981年の入社以来、国際物流事業に従事し、現在は専務執行役員として国際物流事業本部を担当するなど、国際物流事業における豊富な業務経験と実績を有しているほか、海外における経営者としての経験も有しております。

また、2014年6月から監査等委員会設置会社へ移行した2016年6月までの2年間および2019年6月以降は当社取締役として経営に参画しております。

これらの豊富な経験や知見により、専務執行役員として当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資するとともに、海外での事業展開を進める当社において、国際感覚に基づく視点を反映させることにより取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、引き続き、候補者といたしました。

候補者番号

5

し みず のぶ ひこ
清 水 信 彦

(1959年9月21日生)

再任

所有する当社株式の数

6,800株



略歴および地位

1982年 4月 当社入社
 2005年 7月 当社広報室長
 2008年 4月 当社自動車事業本部営業部長
 2010年 6月 当社自動車事業本部計画部長兼営業部長
 2011年 6月 当社自動車事業本部副本部長兼計画部長
 2012年 6月 当社執行役員自動車事業本部副本部長兼計画部長
 2014年 6月 当社取締役執行役員
 2016年 6月 当社上席執行役員
 2017年 6月 当社取締役 上席執行役員
 2019年 4月 当社取締役 常務執行役員
 2020年 4月 当社取締役 専務執行役員 現在に至る

担当および職務

自動車事業本部担当 自動車事業本部長

候補者とした理由

1982年の入社以来、主に自動車事業に従事し、現在は専務執行役員として自動車事業本部を担当するなど、当社グループにおける豊富な業務経験と実績を有しております。

また、2014年6月から監査等委員会設置会社へ移行した2016年6月までの2年間および2017年6月以降は当社取締役として経営に参画しております。

これらの豊富な経験や知見により、専務執行役員として当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資するとともに、交通サービスにおける安全の確保という観点から、自動車事業本部の担当役員としての視点を反映させることにより取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、引き続き、候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 おお かく すなお 所有する当社株式の数
6 大 格 淳 新任 5,700株
(1960年6月14日生)



略歴および地位

1985年 4月 当社入社
2006年 7月 当社経営企画本部C V経営室長
2009年 6月 当社経営管理部長
2009年 7月 当社C S R推進本部経営管理部長
2012年 6月 当社経理部長
2015年 6月 当社取締役執行役員
2016年 6月 当社上席執行役員
2018年 6月 当社取締役常任監査等委員（常勤） 現在に至る

担当および職務

監査等委員会委員長

候補者とした理由

1985年の入社以来、主に経理業務に従事し、上席執行役員として経理部を担当した経歴を有するなど、当社グループにおける豊富な業務経験と実績を有しております。

また、2015年6月に当社取締役に就任し、2016年6月の監査等委員会設置会社への移行までの1年間、当社の経営に参画した後、2018年6月からは常任監査等委員として経営の監査・監督を行っております。

これらの豊富な経験や知見により、専務執行役員として当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資するとともに、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、候補者いたしました。

候補者番号 はやし だ こう いち

所有する当社株式の数

7

林 田 浩 一

再任

3,700株

(1965年9月5日生)



略歴および地位

1988年4月 当社入社
 2011年7月 当社ストア計画室長
 2013年4月 (株)西鉄ストア取締役執行役員
 2013年6月 同社取締役常務執行役員
 2014年6月 同社代表取締役副社長
 2015年7月 当社ホテル事業本部副本部長兼開発部長
 2016年6月 当社執行役員ホテル事業本部副本部長兼開発部長
 2017年6月 当社執行役員ホテル事業本部長兼開発部長
 2018年4月 当社上席執行役員
 2018年6月 当社取締役 上席執行役員
 2020年4月 当社取締役 専務執行役員 現在に至る

担当および職務

経営企画部、ICT戦略部、新規事業推進部、デジタル戦略推進委員会担当

候補者とした理由

1988年の入社以来、主に経営企画業務やストア事業に従事し、現在は専務執行役員として経営企画部、ICT戦略部、新規事業推進部を担当するなど、当社グループにおける豊富な業務経験と実績を有しております。

また、2018年6月以降は当社取締役として経営に参画しております。

これらの豊富な経験や知見により、専務執行役員として当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資するとともに、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、引き続き、候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 よし むら たつ や
8 吉 村 達 也
(1959年1月21日生)

新任

所有する当社株式の数

1,400株



略歴および地位

1983年 4月 当社入社
1998年 7月 当社企画部課長
2007年 7月 西鉄運輸(株)取締役業務本部長
2009年 7月 同社専務取締役
2011年 7月 (株)西鉄ホテルズ代表取締役社長
2012年 7月 当社都市開発事業本部ホテル事業部長兼(株)西鉄ホテルズ代表取締役社長
2013年 7月 当社ホテル事業部長兼(株)西鉄ホテルズ代表取締役社長
2015年 7月 当社ホテル事業本部営業企画部長兼(株)西鉄ホテルズ代表取締役社長
2017年 6月 (株)西鉄ホテルズ代表取締役社長
2018年 4月 当社上席執行役員
2020年 4月 当社常務執行役員 現在に至る

担当および職務

総務部、広報部、人事部担当

候補者とした理由

1983年の入社以来、主に人事業務、総務業務やホテル事業に従事したほか、子会社の経営者としての経験も有しており、現在は常務執行役員として総務部、広報部、人事部を担当するなど、当社グループにおける豊富な業務経験と実績を有しております。

これらの豊富な経験や知見により、常務執行役員として当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資するとともに、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、候補者といたしました。

候補者番号	まつ	ふじ	さとの	所有する当社株式の数
9	松	藤	悟	1,900株
	(1964年9月5日生)			

新任



略歴および地位

1987年 4月 当社入社
 2002年 7月 当社電車局付課長
 2011年 7月 筑豊電気鉄道(株)取締役電車事業部長
 2012年 7月 (株)西鉄ステーションサービス代表取締役社長
 2015年 7月 当社鉄道事業本部副本部長兼営業企画部長
 2018年 4月 当社執行役員鉄道事業本部副本部長兼営業企画部長
 現在に至る

担当および職務

鉄道事業本部副本部長兼営業企画部長

候補者とした理由

1987年の入社以来、鉄道事業に従事し、2018年4月より執行役員鉄道事業本部副本部長兼営業企画部長を務めるなど、鉄道事業における豊富な業務経験と実績を有しております。

これらの経験や知見をもとに、鉄道事業の安全統括管理者としての視点を反映させることにより、交通サービスにおける安全の確保という観点から、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 よし まつ たみ お 所有する当社株式の数
10 吉 松 民 雄 再任 社外 独立 5,400株
(1947年2月10日生)



略歴および地位

2000年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)取締役
2004年3月 同社常務取締役
2006年3月 同社専務取締役 専務執行役員
2006年7月 コカ・コーラウエストホールディングス(株) (現コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)) 取締役 専務執行役員
2007年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)代表取締役 社長
2009年1月 コカ・コーラウエスト(株) (現コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)) 取締役 副社長
2009年3月 同社代表取締役 副社長
2010年1月 同社代表取締役 社長
2016年6月 当社取締役 現在に至る
2017年4月 コカ・コーライーストジャパン(株) (現コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)) 代表取締役 社長
2019年3月 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)取締役会長

重要な兼職の状況

該当事項はありません

候補者とした理由

2020年3月までコカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)の取締役会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験や見識を有しております。また、2016年6月より当社の社外取締役として、当社と利害関係のない独立した立場から、その経験や見識をもとに有益な意見をいただいております。

これらにより、当社と利害関係のない社外取締役として、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き、候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 吉松民雄氏は、現在の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年です。
2. 同氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員候補者です。
3. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は上記責任限定契約を継続する予定です。

候補者番号 まつ おか きょう こ 所有する当社株式の数
 11 松 岡 恭 子 新任 社外 独立 200株
 (1964年9月14日生)



略歴および地位

1993年12月 (株)マツオカ・ワン・アーキテクト (現(株)スピングラス・アーキテクト) 代表取締役 現在に至る
 2007年4月 東京電機大学未来科学部建築学科准教授
 2012年10月 NPO法人福岡建築ファウンデーション 理事長 現在に至る
 2016年11月 (株)大央 代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)大央 代表取締役社長

候補者とした理由

建築家として長年にわたり福岡を中心として街づくりに携わってきたほか、(株)大央の代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する経験や見識も有しております。

これらの専門的な知見や経験等により取締役会に新たな視点加わることに加え、まちづくりを行う当社に対し有益な意見をいただくこと等により、また、当社と利害関係のない社外取締役として、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、候補者といいたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 当社は、(株)大央と不動産紹介料支払の取引を行いました。その金額はそれぞれの年間連結売上高の1%未満であり、後掲の当社の定める独立性基準の範囲内です。
2. 松岡恭子氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員の候補者です。
3. 当社は、同氏が監査等委員でない取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

株主総会参考書類

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断します。

1. 当社または当社子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者
※1またはその業務執行者※2
 2. 当社グループの主要な取引先である者※3またはその業務執行者
 3. 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー、従業員
 4. 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 5. 当社の主要株主※4またはその業務執行者
 6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
 7. 当社グループの主要な借入先※5の業務執行者
 8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
 9. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織の業務執行者
 10. 過去5年間に於いて上記1～6のいずれかに該当していた者
 11. 以下に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - ①上記1～7に該当する者のうち重要な地位にある者※6
 - ②当社グループの業務執行者または非業務執行取締役
 12. 当社における通算在任期間が8年を超える者
- (注) ※1 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループから、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた者をいいます。
- ※2 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事その他これに類する役職者および使用人をいいます。
- ※3 当社グループの主要な取引先である者とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者をいいます。
- ※4 主要株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいいます。
- ※5 主要な借入先とは、当社グループの借入金残高が、直近事業年度末における連結借入金残高の10%以上の金融機関をいいます。
- ※6 重要な地位にある者とは、会社においては部長級以上、監査法人や弁護士事務所においては、所属する会計士、弁護士をいいます。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（4名）が任期満了となりますので、監査・監督機能の強化を図るため、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決定しております。

また、本議案に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席率
1	ふじた ひろのぶ 藤田 浩展 新任	常務執行役員	—
2	さいしょうじ きよし 最勝寺 潔 新任 社外 独立	—	—
3	しばと たかしげ 柴戸 隆成 新任 社外	—	—
4	きたむら まどか 喜多村 円 新任 社外 独立	—	—
5	ふじい いちろう 藤井 一郎 新任 社外 独立	—	—

株主総会参考書類

候補者番号 1 ふじ た ひろ のぶ
藤 田 浩 展 新任 所有する当社株式の数
2,700株
(1960年7月5日生)



略歴および地位

1984年4月 (株)日本興業銀行 入行
2002年4月 みずほ信託銀行(株) 入社
資産管理サービス信託銀行(株)インベスターズサービス部 次長
2010年12月 米国みずほ信託銀行 取締役社長
2013年8月 当社経営企画本部付部長
2014年7月 当社入社
当社新規事業・観光レジャー事業部長
2015年6月 当社執行役員事業創造本部副本部長兼事業開発部長
2016年6月 当社上席執行役員
2020年4月 当社常務執行役員 現在に至る

候補者とした理由

(株)日本興業銀行、みずほ信託銀行(株)、米国みずほ信託銀行における勤務を経て、2014年に当社に入社以来、主に新規事業開発や娯楽事業を統括するなど、多様な業務経験と実績を有しております。

これらの経験や知見を活かし、常勤の監査等委員である取締役として、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、候補者いたしました。

候補者番号 さいしょうじ きよし 所有する当社株式の数
 2 最勝寺 潔 新任 社外 独立 0株
 (1957年6月7日生)



略歴および地位

1982年 4月 運輸省（現国土交通省） 入省
 1999年 6月 同省中部運輸局企画部長
 2001年 7月 日本鉄道建設公団総務部総務課長
 2004年 7月 国土交通省総合政策局建設振興課長
 2006年 7月 同省総合政策局複合貨物流通課長
 2008年 7月 同省運輸審議会首席審理官
 2008年 10月 同省総合政策局総務課長
 2009年 7月 同省大臣官房運輸安全監理官
 2011年 7月 同省北陸信越運輸局長
 2012年 8月 同省海上保安庁総務部参事官
 2014年 4月 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事長代理
 2015年 11月 一般財団法人港湾近代化促進協議会 理事長 現在に至る

重要な兼職の状況

該当事項はありません

候補者とした理由

国土交通省出身であり、当社グループの主要事業である鉄道事業やバス事業についての知識や、外郭団体への出向等、多様な職務経験を有しております。

これらの経験と実績を活かし、当社と利害関係のない常勤の監査等委員である社外取締役として、経営陣の業務執行に緊張感を持たせることができるなど、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、候補者いたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 最勝寺潔氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
2. 同氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員の候補者です。

株主総会参考書類

候補者番号

3

しば と たか しげ
柴 戸 隆 成

(1954年3月13日生)

新任

社外

所有する当社株式の数

1,201株



略歴および地位

2003年 6月 (株)福岡銀行取締役
2005年 4月 同行常務取締役
2007年 4月 同行取締役専務執行役員
2007年 4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役
2010年 4月 (株)福岡銀行代表取締役副頭取
2012年 4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役副社長
2014年 6月 同社代表取締役社長
2014年 6月 (株)福岡銀行代表取締役頭取
2019年 4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役会長兼社長 現在に至る
2019年 4月 (株)福岡銀行代表取締役会長兼頭取 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長兼社長
(株)福岡銀行 代表取締役会長兼頭取
第一交通産業(株) 社外取締役
(株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役

候補者とした理由

(株)ふくおかフィナンシャルグループの代表取締役会長兼社長および(株)福岡銀行の代表取締役会長兼頭取を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験や見識を有しているほか、その業務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

その知見等を活かした有益な監査のほか、経験や見識に基づいた取締役会等における議論の充実が期待できるなど、監査等委員である社外取締役として、当社の監査・監督機能の強化および取締役会の実効性向上が図られるため、候補者いたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 当社は、柴戸隆成氏が代表取締役会長兼頭取である(株)福岡銀行と資金の借入等の取引を行っています。
2. 同氏は、当社の特定関係事業者である(株)福岡銀行の業務執行者です。同氏は、同行より取締役としての報酬を受けており、今後も受ける予定があります。
3. 当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

候補者番号

4

き た む ら

喜多村

まどか

円

新任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

(1957年5月24日生)



略歴および地位

2006年6月 東陶機器(株) (現TOTO(株)) 執行役員
 2011年4月 同社常務執行役員
 2011年6月 同社取締役 常務執行役員
 2013年6月 同社取締役 専務執行役員
 2014年4月 同社代表取締役 社長執行役員
 2020年4月 同社代表取締役 会長 兼 取締役会議長 現在に至る

重要な兼職の状況

TOTO(株) 代表取締役 会長 兼 取締役会議長

候補者とした理由

TOTO(株)の代表取締役会長兼取締役会議長を務めるなど、グローバル企業の経営者として豊富な経験や見識を有しているほか、その業務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

その知見等を活かした有益な監査のほか、経験や見識に基づいた取締役会等における議論の充実が期待できるなど、当社と利害関係のない監査等委員である社外取締役として、当社の監査・監督機能の強化および取締役会の実効性向上が図られるため、候補者いたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 当社は、TOTO(株)と貨物取扱料受入等の取引を行っていますが、その金額はそれぞれの年間連結総売上高の1%未満であり、前掲の当社の定める独立性基準の範囲内です。
2. 喜多村円氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員の候補者です。
3. 当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

株主総会参考書類

候補者番号 5 ふじ い ち ろう 藤 井 一 郎 新任 社外 独立 所有する当社株式の数 0株
(1956年7月21日生)



略歴および地位

2012年 6月 九州電力(株)執行役員鹿児島支社長
2015年 6月 同社執行役員人材活性化本部長
2016年 6月 同社上席執行役員人材活性化本部長
2017年 4月 同社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長
2018年 6月 同社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長 現在に至る

重要な兼職の状況

九州電力(株) 代表取締役副社長執行役員 (2020年6月25日就任予定)

候補者とした理由

九州電力(株)の取締役常務執行役員を務めるなど、企業経営に関する経験や見識を有しているほか、その業務経験を通じ、人材の確保、育成に関する豊富な経験や知見を有しております。

企業風土改革に取り組む当社において、その知見等を活かした有益な監査のほか、経験や見識に基づいた取締役会等における議論の充実が期待できるなど、当社と利害関係のない監査等委員である社外取締役として、当社の監査・監督機能の強化および取締役会の実効性向上が図られるため、候補者としたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 当社は、九州電力(株)と電力料支払等の取引を行っていますが、その金額はそれぞれの年間連結総売上高の1%未満であり、前掲の当社の定める独立性基準の範囲内です。
2. 藤井一郎氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員の候補者です。
3. 当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

第4号議案

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および役付執行役員に対する株式報酬に係る報酬額および株式数の上限改定の件

1. 提案の理由

(1) 執行役員制度および報酬制度の変更

当社は、当社執行役員のグループ経営への直接的関与を強め、当社グループ全体の経営体制の強化および明確化を図るため、2020年4月1日付で執行役員制度を変更しております。従前は、関係会社の代表取締役の中から選任していた「上席グループ理事」および「グループ理事」を当社の執行役員制度に取り込み、当社執行役員が必要に応じ、重要な関係会社の代表取締役を兼務することとしております。あわせて、執行役員のうち常務執行役員以上を当社グループの経営陣幹部と位置付け、「役付執行役員」と呼称することといたしました。

この執行役員制度の変更に伴い、当社の株式報酬制度を一部変更しております。

当社は、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付を行うことで株主の皆さまと利益意識を共有し、経営計画の実行を通じた当社グループの価値向上および株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を導入しておりますが、従前は制度対象外としていた、役付執行役員でない執行役員を新たに対象者とすることで、制度対象者を、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）ならびにすべての役付執行役員および執行役員にまで拡大いたしました（以下、対象者拡大後の株式報酬制度を「本制度」という。）。

(2) 株式報酬制度対象者の拡大

当社が2016年6月29日開催の当社第176期定時株主総会（以下「第176期定時株主総会」という。）においてご承認をいただき導入した株式報酬制度は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および役付執行役員（従前の上席グループ理事を除く。以下、併せて「取締役等」という。）を対象としており、当社が取締役等への報酬として拠出する金員を原資として、信託を通じて当社株式が取得され、当社取締役等に対し、原則として取締役等退任時に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付および給付される制度であります。

株式報酬制度にかかる報酬額および株式数の上限としては、第176期定時株主総会において、対象期間（連続する3事業年度をいい、本制度は従前の対象期間を引き継いでおります。2020年は、2019年から2021年までの期間に含まれます。）ごとに当社が拠出する金員を4億6千万円以内、取締役等が付与を受けることができるポイント（取締役等に対して役位および業績目標達成度に応じて付与され、1ポイントは当社株式1株とする。）の1年あたりの総数を8万6千ポイント以内（ただし、各対象期間の1年目および2年目において付与されるポイントは4万2千ポイント以内）とし、各対象期間において信託を通じて取得される当社株式の総数を17万株以内とご承認をいただき今日に至っておりますが、本議案は、これらの上限について、上記（1）の執行役員制度および報酬制度の変更により第176期定時株主総会決議の対象となる役付執行役員が増員したことに伴う改定をお願いするものであります。

なお、執行役員（取締役兼務者を除く。）も本制度の対象であり、同一の信託を使用しますが、執行役員にかかる報酬額および株式数は、本議案の対象としておりません。

また、上記1年あたりのポイントの総数および信託を通じて取得される当社株式の総数については、2017年10月1日付株式併合に伴い調整しております。

2. 議案の内容

本議案は、株式報酬制度にかかる報酬額および株式数のうち、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）およびすべての役付執行役員に対する報酬額および株式数の上限について、本制度の対象期間ごとに、当社が拠出する金員を5億8千万円以内、付与を受けることができるポイント（役位および業績目標達成度に応じて付与され、1ポイントは当社株式1株とする。）の1年あたりの総数を11万6千ポイント以内（ただし、各対象期間の1年目および2年目において付与されるポイントは5万7千ポイント以内）とし、各対象期間において信託を通じて取得される当社株式の総数を23万株以内（2020年3月31日現在の発行済株式総数に対し約0.3%）と改定したいと存じます。

本制度の対象となる取締役の現在の員数は9名であり、第2号議案「監査等委員でない取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されましても9名となります。

また、取締役を兼務しない役付執行役員の員数は、上記1.(1)の執行役員制度の変更に伴い3名から現在の9名に増員しており、本総会終了後の員数は8名となる予定です。

なお、信託は、当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得する予定としております。

3. その他

当社株式等の交付および給付の方法や時期等、本制度に関するその他の内容については、第176期定時株主総会においてご承認をいただきました内容から変更はありません。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

わが国の経済は、雇用情勢の改善等により緩やかな回復が継続していましたが、米中通商問題の影響の長期化や、消費税増税の影響による消費の低迷に加え、年度末にかけては新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい状況にあります。

このような情勢のなか、当社グループでは、長期ビジョン「にしてつグループ まち夢ビジョン2025」実現の第二ステップとなる第15次中期経営計画の目標達成に向け、以下の7つの重点戦略に取り組みました。

① アジアで最も創造的な都市「福岡」の中核となる新たな拠点づくり

「福ビル街区建替プロジェクト」では、計画を変更し、福岡ビル、天神コアビル、天神第一名店ビル等からなる「福ビル街区」全体を同時開発することを決定しました。福岡ビルの解体に着手したほか、天神コアについては本年3月末日をもって営業を終了しました。

また、「博多国際展示場&カンファレンスセンター」や当社グループが参画する「旧大名小学校跡地活用事業」の着工等、各大型プロジェクトを推進しました。

② グループ一体となった沿線の魅力向上と観光インバウンド需要の取り込み

輸送サービスにおける利便性向上を目的に九州旅客鉄道(株)(JR九州)との連携を進め、下曾根駅において、バスの列車接続を見直したほか、相互の運行情報案内表示を開始しました。

また、昨年10月に太宰府で古民家を活用した「HOTEL CULTIA 太宰府(ホテルカルティア太宰府)」を開業するなど、新たな観光需要の取り込みや観光を活用したまちづくりに取り組みました。

③ アジア・首都圏など成長エリアへの積極展開による新たな収益源の獲得

アジアや首都圏等、成長が見込めるエリアにおいて、分譲マンションや戸建住宅を開発、販売したほか、ホテルの開業準備を進めました。

④ 国際物流事業の更なる強化

海外ネットワークの拡充や、航空・海運事業およびロジスティクス事業における高品質、高付加価値サービスの提供に努めました。

⑤ 未来を見据えた既存事業の収益力強化

様々な移動手段を組み合わせたルート検索や予約・決済機能等により移動をサポートするスマートフォン向けサービス「my route（マイルート）」を、トヨタ自動車(株)との協業により本格実施しました。

また、シニアマーケットを捉えた収益力の強化に努め、シニアマンション事業の拡大を進めました。

さらに、ベンチャー企業等との協業による新たなビジネスの創出やサービスの革新を目指し、オープンイノベーションプログラムを開催しました。

⑥ グループ総合力の発揮による新たな価値創造

グループ一体となった取り組みを進め、福岡市アイランドシティ地区において、バス、住宅、ストア等各事業が連携し、多世代がつながる安心、高質の住環境とバス交通拠点が一体となったまちづくりを進めました。

⑦ 持続的な成長を実現するための企業風土改革

安全マネジメント体制に基づき、各事業において安全性向上のための取り組みを推進しました。また、組織文化改革、人材確保および人材育成の取り組みを行うとともに、ペーパーレスの推進やRPA、テレワークの導入等による生産性の向上に努めました。

次に、各セグメントにおいて以下の取り組みを行いました。

運 輸 業

鉄道事業において、安全性および沿線の魅力向上の取り組みとして、福岡県および福岡市が行う雑餉隈～下大利駅間連続立体交差事業の高架化工事を進めました。

バス事業において、持続可能な交通ネットワークの再整備に努め、北九州市で連節バスの運行を開始したほか、アイランドシティ地区でA I活用型オンデマンドバス「のるーと」の運行を開始しました。また、乗務員不足への対応として、一部の一般路線バスおよび高速バスの減便を実施しました。

運輸業においては、感染症拡大防止のための外出自粛に伴う旅客人員の減少等もあり、営業収益は873億3千8百万円（前年度比1.5%減）、営業利益は47億1千3百万円（前年度比10.8%減）となりました。

不 動 産 業

賃貸事業において、福岡県が行う天神中央公園西中洲エリアの再整備事業の一環として、飲食施設「HARENO GARDEN EAST&WEST（ハレノガーデン イースト&ウエスト）」を開業しました。

住宅事業において、ベトナムでの住宅開発を進めたほか、福岡および首都圏での分譲マンションの開発を進めました。また、シニアマンション事業の拡大に努め、「サンカルナ香椎照葉」やサービス付き高齢者向け住宅「カルナス別府」を開業しました。

不動産業の営業収益は652億2千6百万円（前年度比3.9%減）、営業利益は75億2千8百万円（前年度比8.1%減）となりました。

流 通 業

ストア事業において、収益力の向上に努め、店舗運営の効率化や既存店舗のリニューアルを行いました。

生活雑貨販売業において、「雑貨館インキューブ」の店舗の魅力向上に努めたほか、出店拡大を進めました。

流通業の営業収益は782億8千万円（前年度比0.2%減）、営業利益は8億6千4百万円（前年度比7.2%減）となりました。

<p>物 流 業</p>	<p>国際物流事業において、ネットワークの拡充を進め、オランダおよび中国に倉庫を、ベトナムに営業拠点をそれぞれ新設しました。</p> <p>また、収益基盤の拡大に努め、繊維、食品関連等、新たな取扱品目の拡大を図りました。</p> <p>物流業においては、米中通商問題等による航空輸出入取扱高の減少もあり、営業収益は994億4千2百万円（前年度比3.7%減）、営業利益は22億3千8百万円（前年度比20.8%減）となりました。</p>
<p>レジャー・サービス業</p>	<p>ホテル事業において、海外3店舗目となる「ソラリア西鉄ホテルバンコク」等の開業に向け、準備を進めました。</p> <p>レジャー・サービス業においては、感染症の影響によるホテル事業での稼働率低下や旅行事業での旅行客減少等もあり、営業収益は441億8千6百万円（前年度比3.9%減）、営業利益は3億3千9百万円（前年度比85.3%減）となりました。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>ICカード事業において、nimocaが長崎県の交通事業者3社に導入されました。</p> <p>その他の営業収益は444億3千5百万円（前年度比7.3%減）、営業利益は8億5千万円（前年度比52.5%減）となりました。</p>

以上の結果、当社グループにおける当連結会計年度の営業収益は3,894億4千6百万円（前年度比1.9%減）、経常利益は143億2千2百万円（前年度比25.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は66億7千8百万円（前年度比5.5%増）となりました。

営業収益

(単位：百万円)



経常利益

(単位：百万円)

親会社株主に帰属する
当期純利益

(単位：百万円)



(2) 設備投資等の状況

- ① 当連結会計年度中に完成または取得した主要設備等
 - バス車両新造（乗合87両、貸切10両）（運輸業）
 - 竹下自動車営業所新築工事（運輸業）
 - レイリア大橋リニューアル工事（不動産業）
 - ラクレイス香椎照葉・サンカルナ香椎照葉新築工事（不動産業）
 - カルナス別府新築工事（不動産業）

- ② 当連結会計年度末現在継続中の主要設備等の新設、拡充、改修
 - 天神大牟田線春日原～下大利駅間連続立体交差工事（運輸業）
 - 天神大牟田線雑餉隈駅付近連続立体交差工事（運輸業）
 - 多重無線装置代替（運輸業）
 - 福ビル街区建替プロジェクト（不動産業）
 - サンカルナ久留米新築工事（不動産業）
 - サンカルナ西新（仮称）新築工事（不動産業）
 - 横浜市中区山下町賃貸マンション新築工事（不動産業）
 - 東京都中央区新富賃貸マンション新築工事（不動産業）
 - 博多国際展示場&カンファレンスセンター新築工事（不動産業）
 - カルナス城野駅前新築工事（不動産業）
 - ソラリア西鉄ホテルバンコク新築工事（レジャー・サービス業）
 - ソラリア西鉄ホテル札幌（仮称）新築工事（レジャー・サービス業）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループが行った資金調達のうち主要なものは、当社において昨年5月に発行した「第51回無担保社債」150億円です。

なお、当連結会計年度末の社債および借入金の残高は2,852億7千9百万円となり、前期末に比べて371億1千7百万円増加しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「にしてつグループまち夢ビジョン2025」の実現に向けた第二ステップとなる第15次中期経営計画の達成に向け、大型開発プロジェクトの着実な推進と、既存事業の収益力強化等による安定的な収益の確保に取り組み、未来に向かって持続的成長を実現できる強固な基盤づくりを進めております。本中期経営計画の重点戦略に基づく具体的な取り組みにつきましても次のおりですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間はお客様および従業員の安全・健康に最大限配慮しながらの事業運営となるため、収支・財務への影響を注視し、必要に応じて投資計画の変更や実施時期の見直しを図るなど、慎重に進めてまいります。

① アジアで最も創造的な都市「福岡」の中核となる新たな拠点づくり

「福ビル街区建替プロジェクト」では、2024年の開業に向け、建替計画に取り組んでまいります。また、建替えを契機として、天神のまちや西鉄グループを変革させるためのアイデアを検討するプロジェクト「西鉄・天神イノベーションプロジェクト」を展開してまいります。

さらに、「福岡空港特定運営事業」、「旧大名小学校跡地活用事業」、「青果市場跡地活用事業」等の当社グループが参画する大型プロジェクトを推進するとともに当社グループ各事業との連携を図ってまいります。

② グループ一体となった沿線の魅力向上と観光インバウンド需要の取り込み

天神エリアにおけるイベント強化や情報発信等、官民一体となった賑わいの創出に取り組んでまいります。

また、行政や他の交通機関との連携強化や、AI活用型オンデマンドバス「のるーと」システムの導入エリア拡大を図るなど、持続可能な交通ネットワークの整備を推進してまいります。

- ③ アジア・首都圏など成長エリアへの展開による新たな収益源の獲得
ベトナム、インドネシア等での住宅開発や、アメリカでの物流倉庫の開発を推進してまいります。
国内では、マンションの首都圏等での展開や、「ソラリア西鉄ホテル札幌(仮称)」の開業準備を進めてまいります。
- ④ 国際物流事業の更なる強化
航空・海運事業では、重要な海外拠点への貨物集積機能の強化や世界情勢の変化に伴う顧客の生産拠点移管への対応等、引き続き競争力を強化してまいります。
また、海外における新たな営業拠点の開設については、感染症拡大等の影響を見極めながら進めてまいります。
- ⑤ 未来を見据えた既存事業の収益力強化
多様な移動手段を組み合わせた経路検索や乗車予約、決済等ができる次世代移動サービス「Ma a S」の取り組みや、バスの自動運転実証実験等、ICTを活用した商品、サービスの提供を進めてまいります。
また、オープンイノベーションプログラムにおいて選定したパートナー企業との協業による事業化を検討してまいります。
- ⑥ グループ総合力の発揮による新たな価値創造
アイランドシティでの地域拠点開発や太宰府での沿線地域活性化における連携等、引き続きグループ一体となった取り組みを推進してまいります。
- ⑦ 持続的な成長を実現するための企業風土改革
安全に対する意識の向上や、より安全なインフラ整備の推進に引き続き取り組んでまいります。
また、組織文化改革、人材確保および人材育成の取り組みを推進してまいります。
さらに、オンラインミーティング環境やテレワークの導入を拡大するなど、生産性向上および非常時の業務継続のための取り組みを進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第177期 (2016年度) 百万円	第178期 (2017年度) 百万円	第179期 (2018年度) 百万円	第180期 (2019年度) 百万円
営 業 収 益	358,273	375,153	396,835	389,446
運 輸 業	86,305	88,023	88,697	87,338
不 動 産 業	55,574	61,586	67,896	65,226
流 通 業	81,796	80,560	78,412	78,280
物 流 業	82,304	89,146	103,257	99,442
レジャー・サービス業	39,838	44,575	45,996	44,186
そ の 他	47,112	48,015	47,943	44,435
調 整 額	△ 34,657	△ 36,755	△ 35,367	△ 29,463
親会社株主に帰属する 当期純利益	12,179	11,562	6,330	6,678
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	154.38	146.65	80.28	84.76
総 資 産	523,179	568,703	622,816	667,150
純 資 産	167,547	181,385	181,511	180,549

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益は、第177期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第179期の期首から適用しており、第178期については、当該会計基準を遡って適用し表示しております。
4. 第180期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったことに伴い、第179期については、確定した内容を反映させております。
5. 第180期の期首に、組織再編に伴う一部連結子会社のセグメントを変更したことにより、第179期については、当該変更後の区分に基づき表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 子会社

会社名	資本金	出資比率	主な事業
筑豊電気鉄道(株)	490 <small>百万円</small>	100.0 %	運輸業(鉄道事業)
西鉄バス北九州(株)	450	100.0	運輸業(バス事業)
博多バスターミナル(株)	400	68.0	不動産事業(賃貸事業)
(株) スピナ	480	100.0	不動産事業(賃貸事業)
西鉄不動産(株)	312	100.0	不動産事業(その他不動産事業)
(株) 西鉄ストア	100	100.0	流通業(ストア事業)
NNR Global Logistics USA Inc.	1,100 <small>千ドル</small>	100.0	物流業(国際物流事業)
NNR GLOBAL LOGISTICS (SHANGHAI) CO.,LTD.	11,587 <small>千人民元</small>	100.0	物流業(国際物流事業)
西鉄運輸(株)	100 <small>百万円</small>	100.0	物流業(国内物流事業)
(株) 西鉄ホテルズ	30	100.0	レジャー・サービス業(ホテル事業)
西鉄旅行(株)	100	100.0	レジャー・サービス業(旅行事業)
西鉄エム・テック(株)	60	100.0	その他(車両整備関連事業)

(注) 出資比率は間接保有分を含んでいます。

② 関連会社

会社名	資本金	出資比率	主な事業
福岡国際空港(株)	17,850 <small>百万円</small>	(注)	空港運営等事業

(注) 当社の関連会社である福岡エアポートホールディングス(株)およびNNR・MC空港運営(株)が出資しており、両社による出資比率の合計は68.0%です。

(7) 主要な事業内容および事業施設等 (2020年3月31日現在)

① 運輸業

事業内容	主要な事業施設等
鉄道事業	天神大牟田線 営業キロ 95.1km、駅数62駅、旅客車両数295両 貝塚線 営業キロ 11.0km、駅数10駅、旅客車両数16両 筑豊電気鉄道線 営業キロ 16.0km、駅数21駅、旅客車両数28両
バス事業	営業キロ 9,311.5km 営業車両数 2,514両

(注) バス事業における営業キロは、当社および子会社の乗合事業におけるキロ数を合計したものであり、複数の会社が運行している区間について、重複して算出しています。

② 不動産業

事業内容	主要な事業施設等
賃貸事業	ソラリアターミナルビル、ソラリアプラザビル、チャチャタウン小倉、博多バスターミナル、西鉄薬院駅ビル 他
住宅事業	「にしていつ住まいのギャラリー」等 11カ所 シニアマンション 「サンカルナ」等 8物件
その他不動産事業	「西鉄の仲介」「住まいの窓口」等 17カ所

③ 流通業

事業内容	主要な事業施設等
ストア事業	「にしていつストア」「スピナ」「レガネット」「あんくる夢市場」等 92店舗

④ 物流業

事業内容	主要な事業施設等
国際物流事業	国内営業所 52カ所、海外駐在事務所 4カ所 海外現地法人 23社 海外拠点数 115拠点 (28カ国・地域)
国内物流事業	事業所 27カ所

⑤ レジャー・サービス業

事業内容	主要な事業施設等
ホテル事業	「西鉄グランドホテル」「ソラリア西鉄ホテル」「西鉄ホテルクルーム」「西鉄イン」 総店舗数 国内19店舗 海外2店舗
旅行事業	事業所 34カ所

⑥ その他

事業内容	主要な事業施設等
車両整備関連事業	事業所 2カ所、一般整備工場 5カ所、バス整備場 35カ所

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減
運輸業	7,418 名	138 名
不動産業	2,005	34
流通業	2,089	△21
物流業	3,877	115
レジャー・サービス業	2,931	119
その他	1,298	△265
合計	19,618	120

(注) 厚生年金加入者数を従業員数としています。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 福岡銀行	36,349 百万円
(株) みずほ銀行	35,904
(株) 日本政策投資銀行	28,625

② 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 79,360,186 株 (自己株式 367,778株を含む。)
- (3) 株 主 数 18,604 名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 福 岡 銀 行	3,881 千株	4.91 %
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,352	4.24
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	3,009	3.81
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,697	3.42
(株) み ず ほ 銀 行	2,129	2.70
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,053	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1,606	2.03
第 一 生 命 保 険 (株)	1,501	1.90
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385151	1,386	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	1,126	1.43

(注) 持株比率は、自己株式 (367,778株) を控除して計算しています。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		
竹島和幸	取締役	会長	取締役会議長 (株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役、 (株)正興電機製作所 社外取締役
倉富純男	代表取締役	社長執行役員	業務全般 監査部担当 (株)福岡中央銀行 社外取締役、(株)九電工 社外 取締役、鳥越製粉(株) 社外取締役
部谷由二	代表取締役	副社長執行役員	業務全般 安全推進部、経理部担当 黒崎播磨(株) 社外監査役
高崎繁行	代表取締役	専務執行役員	業務全般 都市開発事業本部担当 都市開発 事業本部長
北村慎司	取締役	専務執行役員	国際物流事業本部担当 国際物流事業本部長
庄崎秀昭	取締役	常務執行役員	鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長 (株)富士ピー・エス 社外取締役
清水信彦	取締役	常務執行役員	自動車事業本部担当 自動車事業本部長
戸田康一郎	取締役	上席執行役員	総務広報部、法務コンプライアンス部、人事 部担当
林田浩一	取締役	上席執行役員	経営企画部、グループ事業部、ICT戦略部、 デジタル戦略推進委員会担当
張本邦雄	取締役		TOTO(株) 代表取締役会長兼取締役会議長、 (株)RKB毎日ホールディングス 社外監査役
吉松民雄	取締役		
大格淳	取締役 (監査等委員)	常任監査等委員	監査等委員会委員長 (常勤)
大黒伊勢夫	取締役 (監査等委員)	常任監査等委員	(常勤)
谷正明	取締役 (監査等委員)		(株)福岡銀行 特別顧問
佐藤尚文	取締役 (監査等委員)		(株)九電工 取締役会長

- (注) 1. 2019年6月27日、北村慎司氏は新たに監査等委員でない取締役に就任しました。
 2. 2020年4月1日、高崎繁行氏は代表権を有さない取締役にになりました。
 3. 監査等委員でない取締役張本邦雄氏および吉松民雄氏ならびに監査等委員である取締

役大黒伊勢夫氏、谷正明氏および佐藤尚文氏は社外取締役です。

4. 監査等委員でない取締役張本邦雄氏および吉松民雄氏ならびに監査等委員である取締役大黒伊勢夫氏につきましては、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に定める独立役員として、両取引所に届け出ています。
5. 監査等委員である取締役大格淳氏および佐藤尚文氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社は、常務会等の重要な会議への出席、グループ会社を含めた往査および業務執行状況報告の受領等を行うことにより、監査等委員会の監査・監督機能の充実を図るため、定款において常勤の監査等委員を選定する旨を定めており、当該規定に基づき大格淳氏および大黒伊勢夫氏を常勤の監査等委員に選定しています。
7. 当事業年度における社外役員の重要な兼職先との取引は次のとおりです。

(1) TOTO(株)	貨物取扱料受入等
(2) (株)福岡銀行	資金の借入等
(3) (株)九電工	工事代金支払等
8. 2020年3月26日、吉松民雄氏は、コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)の取締役会長を退任しました。
9. 2020年4月1日、張本邦雄氏は、TOTO(株)の代表取締役会長を退任し、取締役相談役に就任しました。
10. 当社は執行役員制度を導入しています。
 2020年4月1日、当社グループ全体の経営体制の強化および明確化を図るため、執行役員制度の見直しを行いました。
 関係会社の代表取締役の中から選任していた「グループ理事」を当社の執行役員に統合し、当社執行役員が必要に応じ、重要な関係会社の代表取締役を兼務することとしました。また、執行役員のうち常務執行役員以上を当社グループの経営陣幹部と位置づけ、従前の「上席執行役員」から「役付執行役員」に名称変更しました。
 2020年4月1日現在の執行役員は以下のとおりです。

社長執行役員	倉 富 純 男	業務全般	監査部担当
副社長執行役員	部 谷 由 二	業務全般	安全推進部、秘書室、東京事務所、経理部担当
専務執行役員	北 村 慎 司	国際物流事業本部担当	国際物流事業本部長
専務執行役員	清 水 信 彦	自動車事業本部担当	自動車事業本部長
専務執行役員	堀 江 広 重	海外事業開発部、ホテル・レジャー事業本部担当	ホテル・レジャー事業本部長
専務執行役員	戸 田 康一郎	鉄道事業本部担当	鉄道事業本部長
専務執行役員	永 竿 哲 哉	福岡国際空港(株) 代表取締役社長執行役員	
専務執行役員	林 田 浩 一	経営企画部、ICT戦略部、新規事業推進部、デジタル戦略推進委員会担当	
常務執行役員	松 尾 利 浩	住宅事業本部担当	住宅事業本部長

常務執行役員	後藤雅彦	西鉄旅行(株) 代表取締役社長
常務執行役員	吉村達也	総務部、広報部、人事部担当
常務執行役員	田川真司	天神開発本部担当 天神開発本部長兼福ビル街区開発部長
常務執行役員	松本義人	北九州事務所、グループ戦略部、ICカード事業部、まちづくり推進部、太宰府委員会担当 まちづくり推進部長
常務執行役員	佐藤仁俊	都市開発事業本部担当 都市開発事業本部長兼企画開発部長
常務執行役員	藤田浩展	監査等委員会付
執行役員	秋澤壮一	(株)西鉄ストア 代表取締役社長執行役員
執行役員	庄山和利	(株)西鉄エージェンシー 代表取締役社長
執行役員	黒飛茂樹	国際物流事業本部副本部長兼営業企画部長
執行役員	松藤悟	鉄道事業本部副本部長兼営業企画部長
執行役員	東欣哉	自動車事業本部副本部長兼計画部長
執行役員	重水徹	住宅事業本部首都圏事業部長
執行役員	吉田透	自動車事業本部副本部長兼業務部長
執行役員	久保田等	西鉄運輸(株) 代表取締役社長
執行役員	安田堅太郎	西鉄バス北九州(株) 代表取締役社長
執行役員	宇高圭一	国際物流事業本部副本部長兼業務部長
執行役員	大石繁男	西鉄ビルマネジメント(株) 代表取締役社長
執行役員	森慎二	総務部長
執行役員	野寄武秀	(株)スピナ 代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役張本邦雄氏、吉松民雄氏、谷正明氏および佐藤尚文氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与		株式交付 信託報酬	
			短 期 業績連動	中 期 業績連動		
取締役（監査等委員を除く）	百万円 448	百万円 277	百万円 56	百万円 52	百万円 63	名 11
取締役（監査等委員）	93	93	—	—	—	4
合 計 （うち社外役員）	541 (73)	370 (73)	56 (—)	52 (—)	63 (—)	15 (5)

- (注) 1. 上記賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。
 2. 上記株式交付信託報酬は、当事業年度に係る、株式交付ポイント（1ポイントは当社株式1株）に対する株式報酬引当金繰入額です。
 3. 上記のほか、当事業年度において、社外役員1名に対し、当社子会社から報酬等0百万円の支払いがありました。

② 当事業年度に支払った報酬等の額

第179期事業年度に係る賞与として、取締役8名（社外取締役を除く。）に対し103百万円を支払いました。

なお、この金額には、当該事業年度に係る事業報告に記載した賞与96百万円（役員賞与引当金繰入額）が含まれています。

③ 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役会において、上記方針について次のとおり決議しています。

「役員報酬ポリシー」

1. 目的

当社の取締役および役付執行役員に対する報酬は、以下の内容を基本方針とし、当該方針に基づいて報酬を支給します。

- ・「[にしてつグループの企業理念]の実現を通じた企業価値の安定的かつ持続的な向上に資する内容であること
- ・優秀な人材を登用、確保するために相応しい内容であること

- ・透明性、公正性の高い報酬制度とし、ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること
2. 水準
報酬水準については、当社を取り巻く経営環境、従業員の給与水準や他社水準等を考慮のうえ、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう設定します。
 3. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および役付執行役員（以下「対象者」といいます。）の報酬
 - (1) 報酬構成
以下の割合を目安として構成します。
基本報酬：60%、短期業績連動賞与：13%、中期業績連動賞与：12%、株式報酬：15%
 - i. 基本報酬
基本報酬は、各対象者の役位および職責に応じて支給額を決定します。
 - ii. 短期業績連動賞与
短期業績連動賞与は、各事業年度における各対象者の業務執行に対する報酬です。
中期経営計画で定める目標指標の各事業年度における達成度等に応じて支給額が変動する仕組みであり、持続的な業績向上に向けて適正に動機づけすることを目的としています。
なお、事業部門を担当する対象者については、各担当部門の業績を加味して支給額を決定します。
 - iii. 中期業績連動賞与
中期業績連動賞与は、3事業年度にわたる各対象者の業務執行に対する報酬です。
3事業年度前と比較した連結EBITDA（※1）の上昇率に応じて支給額が変動する仕組みであり、短期的な目線のみならず、中期的な目線でのインセンティブとして中長期的な企業価値向上に寄与することを目的としています。
（※1） EBITDAは、事業利益（※2） + 減価償却費 + のれん償却費（営業費）の数式により算出します。
（※2） 事業利益は、営業利益 + 事業投資に伴う受取配当金・持分法投資損益の数式により算出します。

iv. 株式報酬

株式報酬は、信託を通じて、各対象者に対して退任時に株式を交付する制度です。

中期経営計画で定める目標指標の達成度に基づき交付株式数が変動する仕組みであり、株主と利益意識を共有するとともに、経営計画の実行を通じた企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的としています。

なお、中期経営計画の目標指標は、当社ホームページ等で公表していません。

(2) 報酬決定のプロセス

対象者の報酬については、指名・報酬諮問委員会の審議の結果を尊重し、取締役会において決定します。ただし、監査等委員でない取締役の報酬については株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内とします。

4. 監査等委員である取締役および社外取締役の報酬

監査等委員である取締役および社外取締役については、職務の性質を踏まえ基本報酬のみとし、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で以下のプロセスにより決定します。

- ・社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、指名・報酬諮問委員会の審議の結果を尊重し、取締役会において決定します。
- ・監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

氏名	区分	出席回数		発言状況
		取締役会	監査等委員会	
張本邦雄	取締役	13回/15回	－	企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行いました。
吉松民雄	取締役	13回/15回	－	企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行いました。
大黒伊勢夫	取締役 (監査等委員)	15回/15回	10回/10回	運輸行政における経験に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、常勤者として、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。
谷正明	取締役 (監査等委員)	13回/15回	10回/10回	企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。
佐藤尚文	取締役 (監査等委員)	15回/15回	10回/10回	企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、財務および会計に関する専門的知見に基づき、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

66百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

81百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、NNR GLOBAL LOGISTICS (SHANGHAI) CO.,LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。
3. 監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の分析と評価、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積り等の算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、E Y 新日本有限責任監査法人に対して、第51回無担保社債発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議しています。

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、下記のとおり決定する。

なお、これらの体制については、運用状況や内部監査報告等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。

① 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会を原則として月1回開催するほか必要に応じて開催することにより、取締役間の相互監視機能を確保する。
- イ. 監査等委員会設置会社を採用するとともに、執行役員制度を導入し、重要な業務執行の決定を幅広く社長執行役員に委任することで監督と業務執行の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任し、取締役の職務執行に対する取締役会の監督機能を高める。
- ウ. 毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する。
- エ. 法令・倫理遵守のための行動規範となるコンプライアンス方針を制定するとともに、取締役その他の役員は、当社の定めるコンプライアンス方針を率先して遵守する。また、具体的行動指針となるコンプライアンスマニュアルを定め配布する。また、その浸透を図るため社長執行役員または社長執行役員が指名する執行役員が統括する部門横断組織を設置し、教育・アンケートを実施する。
- オ. 違反行為の早期発見・是正を図るため、社内外に内部通報窓口を設置するとともに、内部通報窓口の運営規程にて通報者の不利益取扱いを禁止する。
- カ. 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととし、その旨をコンプライアンス方針において明記する。
- キ. 内部統制システムの整備・改善を推進するため、内部統制システムの運用状況の評価を毎年実施し、その結果を取締役会へ報告する。また、財務報告の信頼性向上のため、内部統制全般について各部門長を対象に自己評価を実施するとともに、関連業務における重要なリスクの洗い出しとコント

ロールの有効性の確認を行う。

- ク. 業務の適法性と妥当性を確保するため、社長執行役員または副社長執行役員直属の監査部による内部監査を実施する。
- ケ. 必要に応じて意見を聞けるよう弁護士等の外部の専門家と契約を結ぶ。

② 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

職務執行に係る文書その他の記録について、文書取扱規則に基づき関連資料とともに保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 各部門に関するリスクのうち重要なものについて、経営計画で対応策を策定し、その実施状況について毎年評価を行う。
- イ. 全社的なリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、社長執行役員または、社長執行役員が指名する執行役員が統括する部門横断組織を設置して対応する。
- ウ. 自然災害や事故等の危機について、危機管理規程および緊急事態対応規程に基づき適切かつ迅速に対応する。

④ 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会決議に基づき重要な業務執行の決定を社長執行役員に委任する。
- イ. 取締役会決議および職務権限規程に基づき社長執行役員の権限を執行役員および他の使用人に委譲し、専門性に基づく効率化、相互牽制による適正化を図る。
- ウ. 社長執行役員および関係する執行役員で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について方向性を決定するとともに、必要な報告を受ける。
- エ. 社長執行役員、部門担当執行役員で構成する常務会を設置し、社長執行役員決裁事項その他重要事項について審議するとともに、業務執行状況の把握・監督を行う。
- オ. 経営計画において具体的な数値目標を設定し、達成状況を毎月取締役会に報告する。
- カ. 全社的に取り組むべき経営課題については必要に応じ部門横断組織を設置する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. グループ経営規程を制定し、事業分野ごとに区分した子会社を当社の関係部門が支援し、連携を図る主管部制の下、次の各号に掲げる事項を実施す

る。

- i. グループ全体のコンプライアンスが推進されるよう、社内規程やマニュアルの共通化、子会社を対象とする研修等を実施するとともに、一般管理部門による指導支援を行う。また、子会社が当社の内部通報窓口を利用できる環境を整え、通報者の不利益取扱いを禁止する。
- ii. グループ経営規程に基づく子会社からの報告、必要に応じた監査部による調査等により、グループ会社の業務の状況の把握に努める。
- iii. 子会社に関するリスクのうち重要なものについて、子会社の経営計画の中で策定される対応策とその実施状況の報告を受ける。
- iv. グループ全体に関するリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、当社社長執行役員または社長執行役員が指名する執行役員が統括する部門横断組織を設置し、グループ横断的に対応する。

イ. 会計、給与計算、福利厚生等の各社に共通する業務を効率化し、適正を確保するため、専門の子会社を設立し、集中処理を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ア. 監査等委員会の職務の補助を行うため、監査等委員会の下に監査等委員会室を設置し、専任の使用人5名以上を配置する。
- イ. その他、監査等委員会が関係部門の使用人に対し監査等委員会の職務の補助を要請した場合は、その要請を最大限尊重する。
- ウ. 監査等委員会室に属する使用人の人事については、監査等委員会と協議し、決定する。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 監査等委員でない取締役および使用人は、次の各号に定める事項について監査等委員会に対し、直接または取締役会・常務会その他重要な会議を通じて説明、報告する。
 - i. 毎月の経営状況
 - ii. 社長執行役員決裁事項その他重要な決定事項
 - iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv. 内部通報窓口の運用状況・通報内容（子会社からの通報含む）
 - v. その他重要な事項
- イ. 子会社の取締役、監査役および使用人は、次の各号に定める事項について

当社の監査等委員会に対し、直接または主管部を通じて説明、報告する。

- i. 四半期ごとの経営状況
 - ii. 重要な決定事項
 - iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv. 内部通報窓口の運用状況
 - v. その他重要な事項
- ウ. 前二項の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益取扱いを行わない。
- ⑧ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関する事項**
監査等委員がその職務を執行するにあたり必要な費用は、監査等委員の請求に応じてこれを支出する。
- ⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査の実効性向上を図るため、内部監査を担当する監査部は監査計画立案に際し監査等委員会と協議し、監査の経過および結果を報告する。

(2) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 職務執行の法令・定款適合性確保のための体制

当事業年度においては、取締役会を計15回開催し、社長執行役員の業務執行状況の監督等を行ったほか、前年度に取締役・担当執行役員を対象として実施した取締役会の実効性に関するアンケート調査の結果を共有し、取締役会運営等の見直しを行うことで、実効性のより一層の向上を図りました。

また、2017年度に実施したコンプライアンスに関する施策についてのアンケート調査の結果に基づき、各部門・各子会社が策定した2019年度の改善策に、確実に取り組みました。

さらに、内部通報窓口に通報された事案については、担当部署が関係部門・会社とともに調査・対策を実施したうえで、通報内容および対応結果を監査等委員会に、運用状況を取締役会等に、それぞれ定期的に報告しました。

② 職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理の適正な維持・管理のため、文書取扱規則を改定し、社内の文書取扱体制をより明確化したほか、電子文書の保管方法を見直し、セキュリティの

強化を図るとともに体系立てた管理に努めました。

③ 損失の危険の管理に関する体制

グループ横断組織である西鉄グループ安全マネジメント委員会を中心とした活動を実施しました。

また、大規模災害等の発生により適切に対応するため、全社施設を対象とした調査を実施するとともに災害対応標準マニュアル等の各種マニュアルを改定したほか、各種研修・訓練等を実施しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、緊急事態対応規程に基づき、新型コロナウイルス情報本部を設置し、従業員等の感染防止策の策定・実施、対応マニュアルの策定・周知、グループ全体の影響の総括等の対応を行いました。なお、本年4月13日より、対応のさらなる強化のため、社長執行役員を対策総本部長とする新型コロナウイルス対策総本部体制に移行しました。

④ 職務執行の効率性確保のための体制

職務権限規程に基づく権限委譲を行うとともに、経営会議において経営上の重要事項について方向性を決定し、常務会で社長執行役員決裁事項その他重要事項について審議するなど、効率的な職務遂行に努めました。

また、取締役会において2018年度までの3ヵ年計画である第14次中期経営計画の振り返りを行うとともに、2019年度からの3ヵ年計画である第15次中期経営計画の目標達成に向け、常務会において戦略具体策の追加・修正について審議し、取締役会において決定しました。

さらに、部門横断組織であるデジタル戦略推進委員会を設置し、デジタル化による商品サービスの競争力強化のための実証実験等を行いました。

そのほか、テレワークのための環境整備を進めるとともに、電子文書の保管方法の見直し等を行うなど、効率性の向上に努めました。

⑤ 企業集団における業務の適正確保のための体制

グループ経営の方向性等について社長執行役員とグループ理事等が討議するグループ理事会議を3回開催しました。

また、上記のとおり、コンプライアンス、安全、大規模災害対応に関する取り組みを確実に実施しました。

さらに、監査部が国内13社、海外3社に対して内部監査を実施し、内部統制上の課題を指摘して改善策を策定、実施させました。

そのほか、子会社を対象に、不祥事発生の実態とその予防策等をテーマとした研修を実施するとともに、子会社の内部監査担当者を集めた監査担当者情報

連絡会議を開催し、監査の実効性向上に取り組みました。

⑥ **監査等委員会監査の実効性確保のための体制**

監査部が監査計画立案に際し監査等委員会と協議したほか、毎月開催する監査連携会議において内部監査の実施状況を報告するなど、監査等委員会監査の実効性確保に努めました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	158,275	流 動 負 債	199,531
現金及び預金	34,205	支払手形及び買掛金	55,514
受取手形及び売掛金	49,140	短期借入金	46,545
リース投資資産	117	1年以内償還社債	7,000
販売土地建物	56,558	未払消費税等	2,418
商品及び製品	4,833	未払法人税等	688
原材料・その他貯蔵品	2,053	前受金	60,152
仕掛品・未成工事支出金	869	賞与引当金	5,409
その他の流動資産	10,599	役員等賞与引当金	200
貸倒引当金	△100	ポイント引当金	50
		工事損失引当金	14
		リース債務	1,330
		資産除去債務	30
		その他の流動負債	20,176
固 定 資 産	508,874	固 定 負 債	287,069
有形固定資産	428,094	社債	102,000
建物及び構築物	178,502	長期借入金	129,734
機械装置及び車両運搬具	21,970	繰延税金負債	1,004
土地	133,168	ポイント引当金	146
リース資産	3,163	役員等退職慰労金引当金	216
建設仮勘定	86,155	旅行券等引換引当金	166
その他の有形固定資産	5,134	株式報酬引当金	250
無形固定資産	5,951	退職給付に係る負債	24,739
無形固定資産	4,934	リース債務	2,461
のれん	828	資産除去債務	1,005
リース資産	188	預り保証金	24,648
投資その他の資産	74,828	その他の固定負債	694
投資有価証券	47,559	負 債 合 計	486,600
退職給付に係る資産	3,264	(純資産の部)	
繰延税金資産	11,329	株 主 資 本	172,067
リース投資資産	208	資本金	26,157
その他の投資その他の資産	12,865	資本剰余金	12,622
貸倒引当金	△399	利益剰余金	134,548
		自己株式	△1,259
		その他の包括利益累計額	2,820
		その他有価証券評価差額金	6,051
		繰延ヘッジ損益	△1,653
		為替換算調整勘定	△343
		退職給付に係る調整累計額	△1,234
		新株予約権	444
		非支配株主持分	5,216
		純 資 産 合 計	180,549
資 産 合 計	667,150	負 債 ・ 純 資 産 合 計	667,150

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		389,446
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	341,131	
販売費及び一般管理費	31,902	373,034
営業利益		16,411
営業外収益		
受取利息及び配当金	876	
為替差益	235	
その他	906	2,017
営業外費用		
支払利息	1,752	
持分法による投資損失	1,966	
その他	388	4,107
経常利益		14,322
特別利益		
固定資産売却益	175	
受託工事金受入額	3	
負担金等受入額	1,177	
投資有価証券売却益	281	
その他	25	1,663
特別損失		
固定資産圧縮額	1,130	
固定資産除却損	445	
減損損失	999	
福祉街区建替関連費用	823	
その他	139	3,538
税金等調整前当期純利益		12,447
法人税、住民税及び事業税	3,785	
法人税等調整額	1,610	5,396
当期純利益		7,051
非支配株主に帰属する当期純利益		372
親会社株主に帰属する当期純利益		6,678

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	116,412	流動負債	188,398
現金及び預金	21,056	短期借入金	73,116
受取手続金	21	1年以内償還社債	7,000
未収手連	1,660	リース負債	32
未収収	23,030	未払費用	35,714
未収収	475	未払消費税等	1,860
短期貸付	4,648	未払消費税等	981
販売土地建	56,566	未払法人税等	11
貯蔵物品	910	預り連絡	65
前払費用	702	預り	3,717
その他の流動資産	7,346	前受	1,994
貸倒引当金	△6	前受	59,035
		賞与引当金	714
		役員等賞与引当金	1,824
		1年以内返還預り保証金	154
		従業員の他の流動負債	12
		その他の流動負債	1,387
			774
固定資産	471,196	固定負債	266,110
鉄道事業固定資産	72,128	社長期借入金	102,000
自動車事業固定資産	26,230	リース負債	127,219
兼業固定資産	201,759	長期未払金	133
各事業関連固定資産	5,985	ポイント引当金	383
建設仮勘	80,808	株式報酬引当金	146
投資その他の資産	84,283	退職給付引当金	250
関係会社株式	41,314	関係会社事業損失引当金	12,521
その他の関係会社有価証券	1,000	関係会社除債	865
投資有価証券	24,759	預り保証	567
関係会社出資金	1,876		22,022
出資金	0	負債合計	454,509
長期貸付金	7,748	(純資産の部)	
長期前払費用	419	株主資本	126,641
前線延税金	3,188	資本金	26,157
その他の投資その他の資産	1,476	資本剰余金	12,914
貸倒引当金	2,562	資本準備金	12,914
	△61	利益剰余金	88,829
		利益準備金	5,054
		その他利益剰余金	83,774
		固定資産圧縮積立金	5,421
		別途積立金	66,150
		繰越利益剰余金	12,203
		自己株式	△1,259
		評価・換算差額等	6,013
		その他有価証券評価差額金	6,013
		新株予約権	444
		純資産合計	133,099
資産合計	587,609	負債・純資産合計	587,609

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
鉄道事業	
営 業 収 益	22,167
営 業 費 用	19,285
営 業 利 益	2,881
自動車事業	
営 業 収 益	38,630
営 業 費 用	38,375
営 業 利 益	254
兼業	
営 業 収 益	100,899
営 業 費 用	94,588
営 業 利 益	6,311
全事業営業利益	9,447
営業外収益及び配当金	4,422
受取利息及び配当金	608
その他	
営業外費用	
支払利息	1,690
関係会社事業損失引当金繰入	277
その他	250
経常利益	12,260
特別利益	
固定資産売却益	119
受託工事金受入	3
負担金等受入	731
抱合せ株式消滅差益	391
投資有価証券売却益	281
その他	25
特別損失	
固定資産圧縮額	702
固定資産除却損	445
福ビル街区建替関連費用	823
関係会社株式評価損	273
その他	248
税引前当期純利益	11,321
法人税、住民税及び事業税	1,517
法人税等調整額	1,229
当期純利益	8,575

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芳野博之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 嵯峨貴弘 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 茨田博之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芳野博之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 嵯峨貴弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茨田博之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第180期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第180期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については上記に加えて、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

西日本鉄道株式会社 監査等委員会

常任監査等委員 (常勤) 大 格 淳 ㊟

常任監査等委員 (常勤) 大 黒 伊勢夫 ㊟

監査等委員 谷 正 明 ㊟

監査等委員 佐 藤 尚 文 ㊟

(注) 監査等委員大黒伊勢夫、監査等委員谷正明及び監査等委員佐藤尚文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

<メ 欄>

<メ 欄>

<メ 欄>

<メ 欄>

